

(別紙2) 児童福祉司任用資格確認票にかかる厚生労働大臣の定める施設

- 1 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設
 - ・地域保健法の規定により設置される保健所
 - ・児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
 - ・医療法に規定する病院及び診療所
 - ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
 - ・生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
 - ・社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
 - ・売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
 - ・知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
 - ・老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
 - ・介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
 - ・前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

- 2 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設（「1」に掲げる施設を除く。）
 - ・精神科病院
 - ・市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。）
 - ・地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター
 - ・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
 - ・医療法に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
 - ・生活保護法に規定する救護施設又は更生施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

- ・社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

3 上記に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

- ・児童福祉法に規定する乳児院および保育所